

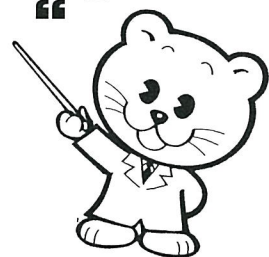
3月25日が投票日

3月25日の日曜日は、千葉県知事選挙の投票日です。千葉県における最近の各種選挙では、残念ながら有権者の選挙離れや政治への無関心層の拡大傾向が見受けられ、特に知事選挙では「全国で最も投票率の低い県」という結果になっています。

投票は私たちが政治に参加できるいちばん身近で大切なものです。棄権せず必ず投票しましょう。投票日当日に都合により投票できない方は、不在者投票制度を利用してください。

千葉県知事選挙

”届けよう 熱いハートを一票で“



投票できる人

今回の千葉県知事選挙を横芝町で投票できる人は、次のとおりです。

- ① 日本国民であること
- ② 3月25日（投票日）現在で満20歳以上の方（昭和56年3月26日以前生まれの方）
- ③ 平成12年12月7日以前から横芝町に引き続き住んでいて、住民基本台帳に記載されている方
- ④ 公民権停止などの欠格条項に該当しない方

投票所

投票所は地区別により表のとおりです。（平成13年3月7日以降、町内で住所を変更した方は、旧住所地区の投票所となります。）

投票時間

投票時間は、午前7時から午後8時までです。時間に遅れないよう早めに投票しましょう。

入場整理券

投票日が近づくこと、あなたの投票所をお知らせする入場整理券が郵送されますので、入場整理券に記載されている投票所で投票して下さい。

不在者投票

投票日当日（3月25日）、仕事や買い物・レジャーなどの理由で投票できない方は、事前に投票できる不在者投票制度があります。

不在者投票は、町選挙管理委員会で行うことができますので、希望される方は、入場整理券（入場整理券が届いている場合）を持参のうえ、早めにお済ませください。

期 間 3月8日～3月24日
時 間 午前8時30分～午後8時
※期間中は、土・日曜日も投票できます。

県内から転入された方へ

昨年12月8日以降、県内の市町村から横芝町に転入された方は、前の住所地で知事選挙の投票ができます。（転出入が県内で1回の場合に限られる）

投票する場合は、町で発行する「引き続き県内に住んでいること」の証明書を持参し、前の住所地で投票してください。

※詳しくは、町選挙管理委員会 ☎ 8218831へ問い合わせください。

横芝町の各投票所

投票所	区 域
第1投票所 【立会集会所】	屋形の内（立会、南川岸）
第2投票所 【上堺会館】	屋形の内（宮前、屋形荒場、三本松、南）、新島、北清水
第3投票所 【栗山中央共同利用施設】	栗山の内（東部、第1、第2、第3、第4、宮脇、南部1、南部2、新生会、水門ヶ丘、リバーサイド）
第4投票所 【東町共同利用施設】	横芝の内（東町）、栗山の内（橋本、伸和会、青芝会、東ヶ丘、四五会、四六会、緑台、すみれ団地、栄和会）
第5投票所 【鳥喰中央集会所】	鳥喰新田、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰沼
第6投票所 【中央公民館】	横芝の内（上町、本町、大鳥団地）、古川、両国新田
第7投票所 【寺方集会所】	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、取立、長倉
第8投票所 【大総小学校体育館】	町原、木戸台、姥山、遠山、中台、牛熊、谷台